

農政対策資料
平成31年3月

農政をめぐる情勢

目次

- | | | |
|-----|--------------------|---|
| I | 自民党が統一地方選の政策集を発表 | 1 |
| II | TPP発効2か月で牛肉輸入量が3割増 | 6 |
| III | 豚コレラ拡大防止に対する経営支援策 | 8 |

J A 愛知中央会

今月号のあらまし

I 自民党が統一地方選の政策集を発表

3月6日、自民党は統一地方選の政策集を発表した。農協改革については、「JAグループの自己改革を後押しします。」と明記された。さらに、准組合員事業利用規制のあり方についても「農協組合員の判断に基づくものとします。」と明記された。

II TPP発効2か月で牛肉輸入量が3割増

3月7日、財務省は1、2月の2か月間でTPP参加国から5万5,000トン超の牛肉が輸入されたと公表した。前年同時期を3割近く(1万2,000トン)上回った。オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、カナダの4か国から輸入されている。

III 豚コレラ拡大防止に対する経営支援策

3月8日、愛知県は「豚コレラ感染拡大防止対策協議会」を立ち上げ、野生イノシシへの経口ワクチン散布の実施計画を表明した。散布範囲は犬山、小牧、春日井の3市の山林約80km²で60か所に1回2400~3200個の経口ワクチンを来年2月まで、3期、計6回にわたって設置する。

Ⅰ 自民党が統一地方選の政策集を発表

— 「JAグループの自己改革を後押し」と明記 —

1. 自民党の政策集

- 3月6日、自民党は統一地方選の政策集を発表した。農林水産業では生産者の所得増大や食料自給率・自給力の維持向上について記載された。
- また、農協改革については、「JAグループの自己改革を後押しします。」と明記された。さらに、准組合員事業利用規制のあり方についても「農協組合員の判断に基づくものとします。」と明記された。
(自民党政策パンフレットの抜粋は別紙1の通り)

2. 政府の動向

- 3月6日、吉川農相は衆議院農林水産委員会で所信を表明し、スマート農業の推進を通じて、農業の生産性を高めていく考えを示した。JAの自己改革については農業者の所得向上への取り組みがみられるとして、引き続き、自己改革を促す立場でサポートするとした。
- 7日、安倍首相は第28回JA全国大会に出席し、農業所得や農産物輸出増加などについて「(政策だけではなく)JAグループが農家と徹底的に話し合い、従来の取り組みを柔軟な発想で見直し、実践する自己改革を進めてきた成果だ」と述べた。

3. 規制改革推進会議の動向

- 2月26日、政府の規制改革推進会議は今夏に取りまとめる答申への議論を始めた。
- 第3期後期重点事項として、植物工場の建築基準法の規制等の見直しや、若者のスマート農業への参入を促進すべく規制の総点検を行うとされている。(別紙2の通り)
- また、重点フォローアップ事項として、農協改革については「農協改革集中推進期間の最終年を見据え、様々な仕組みを徹底的に活用した自己改革がなされるよう促す」とされた。
- なお、平成30年6月の「規制改革推進に関する第3次答申」では、「自己改革を加速させる必要がある」等と記載されていた。今回の書きぶりについて、記者会見で質問があり、規制改革推進会議議長大田弘子氏は以下のように答弁している。

【第 41 回 規制改革推進会議終了後記者会見議事概要（内閣府HP）より抜粋】

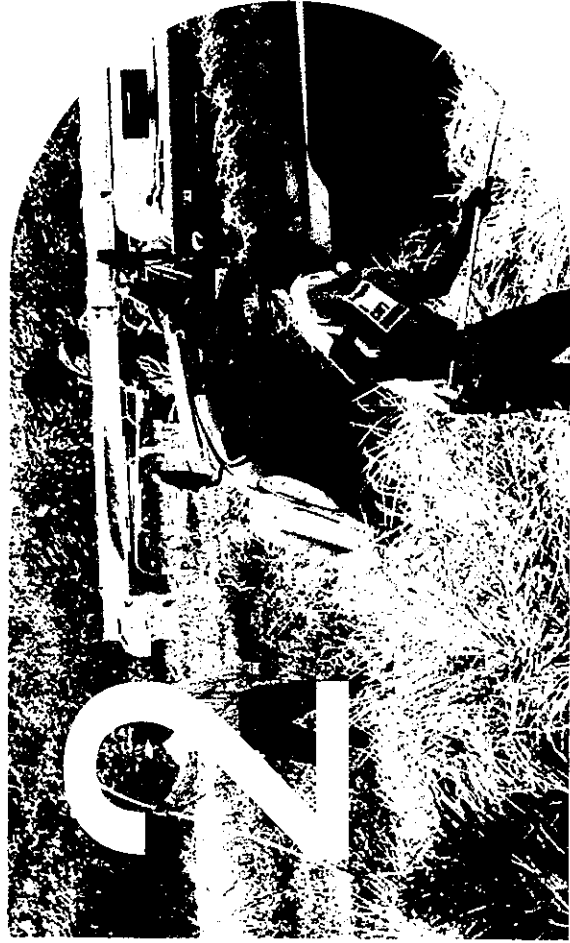
記者：

重点フォローアップ事項のところで農協改革のことで書いてありますけれども、この書きぶりも自己改革がなされるよう促すというように前回の重点事項と変化があったのかなと思うのですが、こちらの考え方みたいなものをお願いします。

大田議長：

農協改革の自己改革ですが、農林水産業・地域の活力創造プランの中で、販売事業について農協が数値目標を定めて買い取り販売を段階的に拡大するとか、購買事業について全農と他の調達先を徹底比較して有利なところから調達するようにしようとか、理事の構成について理事の過半を認定農業者にしようといったことが進められております。こういった自己変革がしっかり進んでいるかどうかというのを私どもとしても見ていきたい。平成 31 年 5 月末に農協改革集中推進期間が参りますので、それを見据えて農協の自己改革をフォローアップしていきたいということを書いております。

地方が主役の 地方創生 を推進します。



全国各地が元気であることが、元気な日本を創ります。地域の特色を活かした産業を振興し、仕事を創って人を呼び込むことで、活気あふれる街づくりを進めます。この「まち・ひと・しごと」の好循環を実現し、大都市への一極集中を是正します。

活気ある地域づくり

- 大都市部に税収が集中している地方法人課税を見直し、都市・地方の税収の偏在を是正することによって、地方の安定的な財政基盤を確保します。
- 各地域の意欲的な取組みを、情報面・人材面・財政面から積極的に支援します。先駆的な成功事例を全国展開し、定住人口、交流人口を増やすことによって、街のにぎわいを取り戻します。
- ICT/IoT、AI等の革新的技術を活用することで、地域の様々な課題を解決し、持続可能な地域づくりを目指します。
- 過疎地域や離島等の定住環境を整備するとともに、地域の活性化に向けた対策の充実強化を図ります。また、人口急減地域において地域づくりを行う人材の確保に努めます。

強い農林漁業と美しく活気ある農村景観

- 農林漁業者の所得増大に万全を尽くします。更には農産物の需要に応じた生産の拡大を進め、食料自給率・自給力の維持向上を図ります。
- TPP11などに対する農林漁業者の不安を払拭するため、「総合的なTPP等関連政策大綱」による農林漁業者の経営発展を全力で支援します。
- 農地中間管理機構をフル稼働させ、農地集積・集約化を更に加速します。飼料用米をはじめ、戦略作物の本作化に向けた水田フル活用予算（産地交付金を含む）を恒久的に確保し、米価安定を図ります。
- 農業農村整備事業を強力に推進します。中山間地農業を元気にするための日本型直接支払制度、鳥獣被害防止対策・ジビエ活用、更には中山間地農業ルネッサンス事業を推進します。
- 農協改革については、JAグループの自己改革を後押しします。准組合員の事業利用に関する規制のあり方については、農協組合員の判断に基づくものとします。



規制改革推進会議 第3期後期 重点事項

◆ 革新的ビジネスを促す規制・制度の改革

1. 教育における AI、ビッグデータなどの最新技術の活用
 - すべての子どもたちに世界最先端の質の高い教育を提供できるよう、最新技術を本格的に活用すべくその方策を検討する
2. フィンテックによる多様な金融サービスの提供
 - 利用者が新技術を活かした金融サービスを楽しむよう規制改革を行い、併せて縦割りの金融行政の規制構造を見直す
3. 総合取引所の実現
 - おおむね 2020 年度頃の可能な限り早期に総合取引所を実現するため、目指すべき方向性について関係者間の結論を得る
4. 電力小売市場の活性化
 - 自由化された電力の小売市場が公正な競争状態にあるかどうかを点検し、必要な規制改革を行う
5. 医療・介護分野における生涯にわたる医療等データを活用した健康づくり（データポータビリティの実現）
 - 個々人がみずからの生涯にわたる医療等データをスマホやアプリ等を介して簡易に取得し、医療・介護や健康づくりに活用できるようにする
6. デジタル化による事業者負担の軽減
 - 中小企業を対象とする社会保険、補助金の手続について、セキュリティ上の課題等を解決し、2020 年 4 月からの簡易なオンライン申請の実現を目指す

◆ 働き方改革に資する規制・制度の改革

1. ジョブ型正社員のルールづくり
 - 職務・勤務地・労働時間を限定したジョブ型正社員の雇用ルールについて、法制化を含めて検討する
2. 介護離職ゼロに向けた対策の強化
 - 育児・介護休業法に基づく各種制度を利用しやすくし、キャリアを中断することなく働き続けられる環境整備を進める
3. 副業・兼業やテレワーク等におけるルールの明確化
 - 新たな働き方である副業・兼業、テレワーク等について、働き手の選択を阻害

する要因はないか検討し、ルールを明確化する。あわせて、副業としての日雇い派遣について現在の規制が妥当なものか検討する

4. 各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大

- 保育士・介護福祉士など新姓への書換えが義務付けられている資格等について、女性の仕事の継続性の観点から旧姓使用の範囲を拡大する

◆ 地方創生のための規制・制度改革

1. 農業生産性の向上と若者の農業参入促進

- 植物工場について住居地域や商業地域に立地できるよう建築基準法の立地規制等を見直すほか、ドローン、最先端農機などデータと先進技術の活用を促進し、若者のスマート農業への参入を促進すべく規制の総点検を行う

2. 地方創生のための銀行の出資規制見直し

- 地域活性化事業、事業再生、事業承継に対する金融機関からの出資について、現在設けられている例外措置の改善や新設を検討する

3. 小規模事業者の事業承継の簡便化

- 個人事業主の事業承継時における許認可の手続について、簡易な届出で承継を行えるようにする

4. 地方における規制改革

- 自治体の補助金についても、国と同様に補助金共通申請システムに登載し、ワンス・オンリーでの申請を可能にする

◆ 重点フォローアップ事項

1. オンラインによる遠隔教育の本格的推進
 - 5年以内のできるだけ早期に全ての小・中・高等学校において遠隔教育を活用できるよう、実行計画を年度末までに策定する
2. モバイル市場における適正な競争環境の整備
 - 年度末までに、通信料金と携帯端末料金の完全な分離や販売代理店に対する適切な規律の速やかな整備等、モバイル市場における適正な競争環境の整備に向けた包括的な解決策の全体像を得る
3. 電波制度改革
 - Society 5.0の実現に向け、国民の財産である電波について経済的価値を最大限に引き出す機動的な電波割当の仕組み、料金体系の見直しなどの電波制度改革に引き続き取り組む
 - 新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築など、通信と放送の枠を超えたビジネスモデルが実現するよう規制・制度の改革を行う
4. 学童保育対策
 - 年度内に、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一小学校内で実施する「一体型」の政府目標達成工程表を策定し、小学校の施設整備指針にも追記する
5. 農林水産業の成長産業化
 - 農協改革集中推進期間の最終年を見据え、様々な仕組みを徹底的に活用した自己改革がなされるよう促す
 - 林業の成長産業化のために、国産材の生産流通構造改革を進めるとともに、木材需要を拡大させるための建築規制の見直しを行う
 - 漁業者の高齢化と人手不足に対応すべく、近海を操業する中規模漁船の海技士乗組基準の見直しを行う
6. 新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革
 - 多様化する利用者ニーズに応えるため、ICTの積極的な活用による新たなタクシーサービスの実現に向けた検討、救援タクシー事業の明確化等を行う
7. 住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減
 - 利便性の高いオンラインシステムへの改修やより簡易な本人確認方法の導入、関連する法令に基づく手続の合理化等を行い、事業者負担を軽減する

II TPP発効2か月で牛肉輸入量が3割増

— TPP参加国より5万5,000トン —

1. 日米貿易交渉の開始時期について

- 2月27日、米国通商代表部（USTR）のライトハイザー代表は米国議会下院の公聴会で、「3月にも訪日し、日本との貿易協定交渉を始めたい」とする意向を示した。
- 一方、日本において交渉を担当する茂木TPP担当相が、国会で予算案の審議に出席する必要があるため、4月以降の交渉開始で調整する方針としている。
- 12日、同ライトハイザー代表は米国議会上院の公聴会で、日本との貿易協定交渉について「非常に優先度が高い」と述べた。
- 15日、この発言に対し、茂木TPP担当相は記者会見において、「現在調整中でまだ決まっていない」と述べた。また、交渉の内容についても「昨年9月の日米共同声明の内容に沿ったものである」、「日米間で齟齬はない」と述べた。（関連する茂木TPP担当相発言要旨は別紙1の通り）
- なお、トランプ大統領は5月1日に即位される新天皇と会見するため、国賓として5月26日に来日する予定とされており、日本政府はこの前に交渉を開始したい意向と報道されている。

2. 牛肉輸入量の増加について

- 3月7日、財務省は1、2月の2か月間でTPP参加国から5万5,000トン超の牛肉が輸入されたと公表した。前年同時期を3割近く（1万2,000トン）上回った。オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、カナダの4か国から輸入されている。
- なお、2月単月で見ると前年同月比1%増の2万2,489トンに留まっているものの、過去5年で最多となっている。
- 12日、吉川農相は閣議後会見で、「現時点で、セーフガードが発動する状況にない」と見通しを示した。在庫量が豊富な上、TPPで関税率が4月に下がるため、3月に増える可能性は低いとし、牛肉の輸入動向を継続的に注視していきたいと説明した。
- セーフガードが発動した場合、FTA、EPAなどを結んでいない国が対象となる。よって主要国のうちTPP加盟のオーストラリアとカナダなどは対象外で、事実上、米国向けの関税が引き上がることになる。

USTRライトハイザー代表の発言に対する茂木TPP担当相の発言

3月1日茂木TPP担当相記者会見要旨（内閣府HPより抜粋）

- (問) アメリカのライトハイザー通商代表がTAG交渉の3月開催に意欲を示しました。日本政府の調整状況と、また開催の考えについてお願いします。
- (答) ライトハイザー通商代表とはお互いできるだけ早く会談をしたいと話しておりますけれど、私もそうですし、ライトハイザー代表も当面相当スケジュールが入ってますので、いつ、どこで行うか含めて、事務的にこれから調整をするということになります。

3月15日茂木TPP担当相記者会見要旨（内閣府HPより抜粋）

- (問) アメリカのライトハイザー通商代表が12日に米国議会で日本との貿易交渉について、極めて優先度が高いと述べられ、日米交渉を急ぎたい考えを示されました。（略）日米交渉について、開催日程の見通しについて、現時点で教えていただけますでしょうか。

(答) 現在調整中でまだ決まってません。

- (問) 関連して、先ほどのライトハイザー通商代表の公聴会のことでお伺いします。

ライトハイザー代表は、農畜産分野の関税引下げを先行して取り組みたいという意向も示してますけれども、これは物品に限定して交渉開始するとした共同声明に沿った発言だと思いますけれども、大臣の受け止めをお願いいたします。

また、米議会にサービス分野の交渉を求める声もありますが、TAGの協定締結後、米国側から求められればサービス分野の交渉に入るということでしょうか。お願いします。

- (答) まず申し上げたいのは、何度も、ここでもお話をしていますが、私のカウンターパートはライトハイザー通商代表です。そして、同代表の発言は、昨年9月の日米共同声明の内容に沿ったものであると考えております。

私はこの問題について日米間で齟齬はない、何度も申し上げてきたとおりだと思います。

Ⅲ 豚コレラ拡大防止に対する経営支援策

一 愛知県で「豚コレラ感染拡大防止対策協議会」を立ち上げ

- 9月9日、岐阜県の養豚場で、国内で26年ぶりの豚コレラの患畜が確認された。3月7日までに全国で11例確認されている。

(9例目までの経過は前月号参照)

1. 国の対応

- 2月26日、農水省は、豚コレラの拡大防止等にかかる追加対策を公表した。豚マルキンの生産者負担金の免除等が措置された。

(追加対策を含めた主な生産者支援対策は別紙1の通り)

2. 愛知県の対応

- 3月7日、愛知県は追加の豚コレラ緊急対策として、農家経営支援策を盛り込んだ平成31年度補正予算を愛知県議会に提出した。

- 移動制限等により損失が生じた養豚農家に対する経営支援、野生イノシシの侵入防止柵の設置等防疫体制強化、風評被害防止対策などが盛り込まれ、予算額として4億6千万円措置されている。また、債務負担行為として、つなぎ融資(前月号参照)についても、13億円措置されている。

(詳細は別紙2の通り)

- 8日、愛知県は「豚コレラ感染拡大防止対策協議会」を立ち上げ、野生イノシシへの経口ワクチン散布の実施計画を表明した。同協議会は散布対象の市、猟友会、JA、県養豚協会、JA愛知中央会などで構成される。

- 散布範囲は犬山、小牧、春日井の3市の山林約80km²で60か所に1回2400~3200個の経口ワクチンを来年2月まで、3期、計6回にわたって設置する。

3. 今後の対応

- JAグループ愛知は、国・県に、豚コレラ発生に係る生産者支援対策の充実等を求めるとともに、行政の対応を踏まえつつ、独自の支援を検討していく。

【豚コレラに対する主な生産者支援対策】

※下線は2月26日公表の追加対策

	発生農家	移動制限・搬出制限区域内農家	移動制限・搬出制限区域外農家
家伝法による支援	<p>○殺処分家畜等に対し、手当金および特別手当金により評価額の10/10を交付</p> <p>○死体、汚染物品の焼埋却に要した費用の1/2を交付</p> <p>※国費分以外の県が負担した費用は、県に対しその4/5を特別交付税として措置</p>	<p>○売上減少額、飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成</p>	
融資	<p>○家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金</p> <p>※飼料費、家畜購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費を貸付 ⇒償還期限を5年から7年に延長(据置3年以内)</p>	<p>○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金</p>	<p>○家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金(制限区以外まで対象拡大)</p>
家畜防疫互助基金支援事業	<p>○農林漁業セーフティネット資金</p> <p>○新たに豚を導入し、経営を再開する場合、経営支援互助金を交付(繁殖用雌豚49千円、肥育豚10千円など)</p> <p>○殺処分した豚を自身の負担により焼却・埋却した場合、焼却・埋却等互助金を交付(1頭上限4千円など)</p>	<p>○畜産特別資金</p>	

基金の枯渇による減額を行わないとともに基金の積み増しを行う

※2月12日公表の追加対策において、監視対象農場の出荷制限にかかる減収対策を措置

・豚コレラ発生農場と交差汚染の可能性がある全国の農場および発生農場の周囲で移動制限をかけた農場に対し、移動制限期間の飼料費等の増加分、売上の減少分を補填(8例目以降が対象)

※2月26日公表の追加対策で、発生農家等を対象に、豚マルキンの生産者負担の免除を措置

農政をめぐる情勢

平成31年3月25日

280部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉

